

志木市地域包括支援センター業務評価実施要領

令和3年3月8日改正

1 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、本市はセンターの業務を社会福祉法人等に委託している。

この委託業務である包括的支援事業が、センターの設置の目的及び本市が策定した、志木市地域包括支援センター基本方針・運営方針に基づき適正に運営されているか、課題はないか等、定期的に見直すことでセンターの質を確保するために、業務評価を実施するものとする。

2 実施方法

センターの業務評価については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成30年7月4日老振発0704第1号厚生労働省老健局振興課長通知）（以下「国評価」という。）に基づき、志木市介護保険運営協議会地域包括支援センター検討部会（以下「協議会」という。）と連携し実施する。

評価の実施に当たっては、国評価が、全国で統一して用いることができる評価指標であることから、その特徴を活用しながら、本市の地域性を加味したものとする。

3 評価時期

市及びセンターの自己評価は、国評価の実施時期に合わせ、概ね5月に、年度1回実施するものとする。また、国評価の全国集計後、協議会にて総合的な評価を審議するものとする。

4 評価結果

市は、評価結果をセンターへ通知し、結果に基づき必要な指導等を行うものとする。指導等を受けたセンター（または受託者）は、市へ書面により改善結果を報告する。

また、評価結果が良好なセンターについては、評価を実施した月の属する年度の業務委託料にインセンティブを付与する等、必要な措置を講じるものとする。

5 公表

評価結果については、協議会の承認を得て、原則、公表する。